令和９年度山形県介護等体験実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、山形県立特別支援学校、山形大学附属特別支援学校（以下「学校」という。）及び山形県内の社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）における、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成９年法律第 90 号。以下「介護等体験特例法」という。）に規定する介護等体験に係る業務を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　介護等体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第５条第１項の規定により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者（以下「介護等体験生」という。）とする。

（内容）

第３条　介護等体験の内容は、児童生徒、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等とし、学校又は社会福祉施設の実情に応じて、校長又は施設長が定める。

（実施施設）

第４条　介護等体験に係る業務は、学校及び社会福祉施設（以下「実施施設」という。）において実施する。

（実施期間）

第５条　介護等体験の期間は、原則として、社会福祉施設における介護等体験にあっては連続する５日間、学校にあっては連続する２日間とする。

（申込手続等）

第６条　介護等体験を実施する上での連絡調整は、学校における介護等体験にあっては山形県教育委員会が、社会福祉施設における介護等体験にあっては山形県社会福祉協議会が行うものとする。

２　大学等は、介護等体験生を集約し、学校における介護等体験については山形県教育委員会に、社会福祉施設における介護等体験については山形県社会福祉協議会に申込書を提出するものとする。

３　山形県教育委員会及び山形県社会福祉協議会は、大学等からの申込書をもとに受入れの調整を行い、その結果を実施施設及び当該申込に係る大学等へ通知するものとする。

（名簿の作成）

第７条　実施施設の長は、介護等体験を行わせた場合は、介護等体験生の名簿を整備し、当分の間、保存しなければならない。

２　名簿には少なくとも次の事項を記載するものとする。

(1) 介護等体験生の氏名、生年月日及び所属名（在学する大学等名、学部、学科、学年等）

(2) 介護等体験の実施年月日

（事前指導等）

第８条　大学等は、山形県教育委員会及び山形県社会福祉協議会の通知に基づき、介護等体験実施について学生に周知するものとする。

２　大学等は、介護等体験のための担当者を置き、介護等体験生に対して、必要な事前指導を行うとともに、実施施設との連絡等にあたるものとする。

（介護等体験生の責務等）

第９条　介護等体験生は、介護等体験にあたっては、実施施設及び大学等の指導に誠実に従わなければならない。

２　実施施設の長は、介護等体験生が前項の規定に著しく違反したと認められる場合は、介護等体験を中止させ、次条の証明書を発行しないことができる。

３　介護等体験生は、介護等体験により知り得た学校の幼児及び児童生徒並びに社会福祉施設の利用者等に関する情報等を漏らしてはならない。

（証明書の発行）

第 10 条　実施施設の長は、介護等体験が全て終了したときには、介護等体験生の請求に応じて、介護等体験を行ったことを証明する証明書を発行する。

（実施報告）

第 11 条　実施施設の長は、介護等体験の実施終了後、速やかに実施報告書を、それぞれ山形県教育委員会及び山形県社会福祉協議会に提出するものとする。

（経費の徴収）

第 12 条　介護等体験に係る経費については、介護等体験生の負担とする。当該経費の徴収方法等については、別に定める。

（健康診断の実施）

第 13 条　介護等体験生は、介護等体験を行う前に健康診断を受診し、健康診断書等の写しを山形県教育委員会及び山形県社会福祉協議会に提出しなければならない。

（保険の加入）

第 14 条　介護等体験生は、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入しなければならない。

（その他）

第 15 条　この要項に定めるもののほか、その他介護等体験の実施に必要な事項は、別に定める。